

2027年度 早稲田大学法科大学院
法学既修者試験 論述試験
民事訴訟法
(評価のポイント)

【評価のポイント】

設問は、先に債務不存在確認の訴えが提起され、その後に同一権利に基づく給付の訴えが提起された事例を題材に、民訴法 142 条の適用の可否を問う問題である。基本的な教科書等で言及されている問題であり、民訴法学の重要論点の一つである二重起訴禁止（重複訴訟禁止）原則をめぐる基本問題といえることから、既修者試験問題として取り上げた。

設問 1 では、X は Y の給付の訴えを不適法と主張しているので、民訴法 142 条の適用を肯定する立場からの論証が求められている。設問 2 では、逆に、Y の給付の訴えを適法とする、民訴法 142 条の適用を否定する立場からの論証が求められている。設問 3 は、1, 2 を踏まえて民訴法 142 条の適用の可否につき態度決定した上で、X 又は Y の訴えに関する裁判所の処理を問うものである。それゆえ、本問では、主に民訴法 142 条の適用要件を論じることが前提となる。つまり、「事件の同一性」について当事者及び事件対象の同一性を検討できたかが評価ポイントになる。さらに、本問事案では、先行訴訟と後行訴訟では原告と被告が入れ替わっている点、確認の訴えと給付の訴えは権利保護形態（訴え類型）が異なるが、同一の権利を目的とするものである点、かつ給付訴訟では債務名義取得の利益もある点などをどう評価するかが評価ポイントとなる。また、学説上、本問で取り上げた問題に関しては、いろいろな見解が主張されており、対立がある。その議論を理解できているかも評価ポイントになる。

今回の受験者の答案では、先行訴訟である債務不存在確認訴訟の訴えの利益（確認の利益）を論じる答案が非常に多数あった（70%を超えられる）。先行訴訟の確認の利益は、事案において後訴が二重起訴禁止原則に該当するか否かが確定した後に生じる問題であるが、二重起訴禁止原則の適用要件として論じる答案ばかりで、かかる答案は低い評価にならざるを得なかった。基本事項や基本判例の正確な理解が望まれる。

以上